

平成 21 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会の進め方

1. 背景・目的

気候変動枠組条約第 4 条及び関連する締約国会議決議により、附属書 I 締約国（いわゆる先進国）は、自国の温室効果ガスの排出・吸収目録（インベントリ）を作成し、条約事務局に毎年 4 月 15 日まで（遅くとも 5 月 27 日まで）に前々年のインベントリを提出することとされている。

また、京都議定書の第 3 条は、附属書 I 締約国に対して、約束期間内（2008-2012 年）の合計の温室効果ガスの排出量が割当量を超えないことを求めているが、我が国は 2006 年 8 月に割当量報告書を条約事務局に提出し、その後の訪問審査等を経て、割当量（約 59 億 2826 万トン）が確定したところ。

国連のインベントリ審査で指摘された事項等を踏まえ、2010 年 4 月に条約事務局に提出予定の京都議定書の第 1 約束期間の最初のインベントリ（2008 年度インベントリ）に向け、排出係数や活動量の算定方法・過程をより精緻化すべく検討を行う必要があること、また、2008 年度から第 1 約束期間が開始すること等を踏まえ、環境省を中心とした関係府省庁等が協力して、温室効果ガス排出量・吸収量に関する統計の集計・算定・公表をできる限り早期に実施する必要があることから、昨年度、温室効果ガス排出量算定方法検討会を設置し検討を行い、見直された算定方法に基づき 2007 年度インベントリを条約事務局に本年 4 月 30 日に提出したところである。

今後は、昨年度の検討において、情報の不足等の事情により見直しが見送られた課題、見直しは行ったが引き続き精緻化に向けた検討が必要な課題について、2008 年度インベントリに向け、引き続き検討を行う必要がある。

一方、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度、地方公共団体実行計画については、それぞれ同法施行令等により排出量の算定方法等が定められているが、設定以降、インベントリの検討において新たな知見が得られてきていること等を踏まえ、温対法に基づく算定方法等について見直しを行う必要がないか検討する必要がある。

以上を踏まえ、本年度も引き続き本検討会を開催することとする。

2. 検討事項

- ①排出量や活動量の算定方法・過程の精緻化
- ②温室効果ガス排出量・吸収量に関する統計の集計・算定・公表の早期化
- ③温対法に基づく算定方法の見直し
- ④その他

3. 検討体制

温室効果ガス排出量算定方法検討会の下に設置した分野横断的な課題を検討するインベントリ WG 及び分野別の課題を検討する6つの分科会（エネルギー・工業プロセス分科会、運輸分科会、農業分科会、HFC等3ガス分科会、廃棄物分科会、森林等の吸収源分科会）において引き続き検討を行う。

4. 開催予定（別紙参照）

2009年4月30日：2007年度インベントリ公表・国連提出

－この間に1回程度分科会を開催－

2009年7月28日：第1回算定方法検討会

主として温対法に基づく算定方法の見直しについて検討

－この間に2007年度インベントリの国連審査、2008年度速報値の公表－

－この間に1～2回程度インベントリ WG 及び分科会を開催－

2009年秋～冬頃：第2回算定方法検討会

主として2008年度インベントリ算定方針について検討

－この間に検討結果をインベントリ算定方法に反映－

2010年4月頃：2008年度インベントリ公表・国連提出